



貞觀十一年陸奥府城の震動洪溢

歴史地理

第八卷第十二號

明治三十九年
十二月一日發行

貞觀十一年陸奥府城の震

動洪溢

吉田東伍

貞觀十一年(西曆八六九)と申せば、早、一千年の昔である。その年、五月の廿六日に、陸奥の國府、即、多賀城の邊に、大地震大津浪がありました、其事につけて、愚案をいささかばかり申したい。全體、此地震の記事は、三代實錄に載せられてありまして、格別、目新しいものには無い。既に、私も、年來苦辛致して居る地名辭書の中には、必、此事件を收め置く積りで、五六年前から、切紙に書拔を致して、本箱の壁に張り付け、又、原書にも附箋まで爲しておきました。然るに、去年、第五冊上の印行にあたり、全く失念して、陸前宮城郡その他の關係ある地方に於て、一言も

貞觀十一年陸奥府城の震動洪盜

(第八卷) 千三十四

貞觀地震に及びませなんだ。跡になつてから、ハト悟りましても、餘りの手ぬかりで獨で苦笑するより外に、方がありません。しかし、手後れでも、之を雜誌に寄稿しておいたならば、多少補足の用になるかと思ひ返しまして、立案いたしましたのです。さて貞觀地震の記事の原文は、

貞觀十一年、五月廿六日、陸奥國地大震動、流光如晝隱映、頃之、人民叫呼、伏不能起、或屋仆壓死、或地裂埋殮、馬牛駭奔、或相昇踏、城墻倉庫門樓墻壁、頽落顛覆、不知其數、海口哮吼、聲似雷霆、驚濤湧潮、泝洄漲長、忽至城下、去海數千百里、浩々不辨其涯涘、原野道路、總爲滄溟、乘船不遑、登山難及、溺死者千許、資產苗稼、殆無子遺。

十月、詔曰、如聞、陸奥國境、地震尤甚。或海水暴溢而爲患、或城宇頻壓、而致殃、百姓何辜、羅斯禍毒、憮然媿懼、責深在予、今遣使者、就布恩照、使與國司、不論民夷、勤自臨撫、既死者盡加收殮、其存者詳崇賑恤、其被害太甚者勿輸租調、云々。

とありまして、地震と洪水が、大破壊をいたしたのである。これは、まづ、地震が大原因で、津浪を引起したものと想はれる。しかし、震源が海底に屬するか、又は陸上に在るかとの疑惑もある。殊に「流光隱映」といふ文句を考ふれば、火山暴發の光景を想像せねばならぬ。又、第一に、此被害の方域を定めねば、山海の地理も推し當てて見やうが無い。原文に、陸奥とのみいひ、郡名をさへ舉げてはおかぬ。さりながら「城郭倉庫、門樓墻壁」をいひ、「泝洄漲長、忽至城下」とも申しまして、府城の異變である事は、書法、並びに事情の上より推し定めて、明白に認知せられます。すべて、何郡何城と書せずして、唯、國といひ城といふは、其國府府城のことである。或は、陸奥にも當時、多賀の外に多くの城郭があるでは無い歟、とも疑はるれど、多賀の外には、膽澤城と玉造塞しか無い。膽澤は北上川の上流であれば、如何に驚濤湧潮と申しても、追波濱より三十里の奥迄、得溯りますまい。玉造塞は玉造郡であれば、當時の玉造川は野蒜へ落ちたにもせよ、又和淵、廣淵の方へ落ちたにも

せよ、餘り海に遠くは無い。しかし、其塞址は、岩出山イハヂヤマであらう歟、川度カハヒであらう歟、川度は全く山中である、岩出山とするも、野蒜より十三里許、洪積層の平野ではあるが、丘陵起伏して、遠田、志田の邊に幾多の防障があるから、とても玉造まで津浪が襲ひ至ることを認められぬ。即、此事變は、主として宮城郡の府城を破壊したるもの、と確認してよろしい。扱、この府城は、古人の詠懷にも、明にあらはるる如く「末の松山浪越さじとは」、今日と雖、波浪の來り浸さんずる形勢に迫りて居る所である。

今、宮城郡市川村(多賀城村)の東南凡一里半を海汀タカサゴとし、高砂村(蒲生)七箇濱村シチカハマといふ。此海汀と、市川イチカハの故府城址の中間には、低野平布し、沙丘之に横たはる。謂はゆる末の松山にして、今、其村里を八幡ヤハタといふ。彼れ、古今集の大歌所に、
君をおきであたし心を我もたば、末の松山波もこねなん、

とよまれしは、此間の地理に外ならず。袖中抄云、末の松山とは、陸奥國にあり能因坤元儀には、末の松山、中の松山、本の松山とて、三重にありといへり、また、或本には、末の松、中の松ともいへり、さればにや、唯末松スエノマツともよめり、

こえにける浪をばしらで末の松、千代までとのみたのみける哉、

或は、只松山マツヤマともよめり、

松山にづらきながらも浪こさむ、ことはさすがに悲しき物を、

末の松山浪こすといふ事は、昔、男、をんなに逢て、末の松山をさして、彼山に浪のこえん時ぞ、こと心は有べき、と誓ひたるより男も、女も、ことふるまひするをば、末の松山浪こすといふ也、かの山は、遠くて見れば、山よりあなたに浪のたつが、山より上に見こされて、山をこゆると見ゆるによりて、誠の浪のこゆべきよしを、ちかへるなめり。○宗久紀行云、さて、陸奥の國、多賀の國府にもなりぬ、それより奥の細道といふ方を、南ざまに、末の松山へ尋れゆきて、松原こしに、遙々と見わたせば、實に波越すやうなり、海人の釣舟ども、さながら木末をわたるかと思ひ、

夕日さす末の松山きりはれて、秋風かよふなみの上かな、

其の日暮る、程に、鹽竈の浦に行きつきぬ。○橋の爲仲集に、

みちの國にて、正月十日、子の日にあたりたるに、出羽守行房がもとより、

貞觀十一年陸奥府城の震動洪溢

(第八卷) 千三十六

いととしくけふを子の日ときくにこそ、すかの松山思ひやらるれ、

須賀とは、洲處スカの義にて、亦、此地の地勢に符合す。

箇様に考へて見ると、大體の地點が定まるのみならず、海潮來襲の方位も辨別せらるる次第となる。又、火山暴發の疑問につきては、カクタ荊田郡の藏王嶽ザワウを援くことも、當然の次第と爲る。同く、貞觀十一年紀の十二月に、カクタ荊田嶺神の授位の事が見えて、正六位上より從四位下へ超階して居ます。此嶺神は、後世、藏王權現と混同し、又、白鳥明神とも呼ばれてあるが、本來は、火山の靈異に起因したる神祇であらう。それが、府城の變災の歲に、三階を超越したるは、正しく彼の災をば、山神の憤怒に因るものと見做された證據にもなる。去りながら、此大地震大津浪が、火山暴發に因りて起されたといふ斷案は、眞實であらう歟。是れには、事例論證を擧げたら、色々様々の場合が有るであらう。中には、火山が暴發しても、格別の地震もなく、津浪のないこともある。又、去ぬる二十九年の、三陸大海嘯は、陸上の火山暴發を待たずして、他に遠海に震動の原因を持つて居た。貞觀の地震津浪も、恐らくは、カクタ荊田嶺(藏王嶽)の暴發に因るにあらずして、他に遠海に其震源を持つて居た者であらう歟。藏王の怒憤でも無いものに、それに謝禮を致しましたは、入念の御沙汰の様に思はれる。且、「流光如晝隱映」の語によれば、夜中の事と見ゆるは宜しいが、大地震大津浪をも起したる火山暴發としては、其灰泥沙石を飛ばした事や、鳴動や、煙燭や、溪流の異變までも、數日數年に涉りての災が當然あるべきに、それが一向記録されないが不審である。もしくは、流光の光源は、海上に映じた者で無かつた歟。之を要するに、カクタ荊田嶽の暴發に因れるものとの斷案は下されない、疑惑の餘地が廣大である。

地震損害の狀態につきて、府城及び村里の慘酷なりし形容は、原文にて頗其意を盡して居る、他に發明も無からう。されど、其暴溢の形狀につきて、其海口、及び水脈の如何を、今も探索すること

が出来る。大体の地盤の高卑には、非常の懸絶なき沖積層平野の事であれば、桑田碧海の變が其間に行はれしと云ふと雖、人間歴史の千年内外の時期を超出せぬ者なれば、歴々たる山川の、猶其前代の流時を、依然として保つ所が多い。即、海口と申すは、今の湊濱で、八幡川の水脈を逆行して、多賀城の下まで、津浪が押し込みました者であらう。袖中抄に引きたる古歌に「こねにける、浪をば知らで、末の松」云々と申してあれど、之を證據として驚濤湧潮が、八幡の沙丘(松山)を超越したとは申されませぬ。貞觀の記事に「浜洄漲長、忽至城下」といふが、最明白で、今も目前に、其形狀が、市川、松山の邊に見わて居ります。

市川は、舊府城所在の村里名にも呼べども、水名にして、國府の西南を流るれば、國府の市の川と命ぜられし也。諸國府、皆同例とす。此には、利府村の諸水を合湊し、國府(多賀城)の西邊を過ぎ、高崎に至り、回轉して東方に向ひ、大代、中野の間に至り、貞山堀と合ひ、末は鹽竈浦に通ず、長四里許。昔は、此水、湊濱へ落ち、其末游は、即、野田入江也。今、此流の所縁の低野、利府にて標高八米突、高崎、八幡にて、標高三米突乃至五米突。されば、水行迂曲し、所々に滯滯を見るべく、或は、市川沼、浮島沼、八幡沼など、葑田の散在するあり。

然るに、原文に又「去海數千百里、浩々不辨其涯埃」とありまして、數千百里とは、喫驚せざるを得ずである。勿論、古道で、六丁一里といふ寸法であらうが。多賀城址から湊濱迄は、五十丁位さへ無い、大積に、古道十里とさへ云はれぬ。勿論、沿海所々、皆洪溢の襲ふ所となりましたであらう、即、湊濱の南北、少なくとも、遠島(牡鹿半島)から阿福麻かけて位は、海灣の大形勢の上より打算して、其洪溢區域であるであらう、されば、數千百里の詞も、あながち誇大に過ぐともいはれぬ。但、上下の文義を玩味するに、「浜洄漲長、至城下、去海數千百里、浩々不辨其涯埃」とある去海は、府城と海汀の間隔に外ならずです。して見れば、誇大と申さねばならぬ。或は、國司の奏言に、數十百里と有たもの、十が千にいつとなく誤られた者であらう歟。此一節は、兎角字句に疑惑がある。次に、田野の變じて江澤と爲れる傍證につきては、野田の入江、十符の浦を考へて見るが、一番早分りである。

貞觀十一年陸奥府城の震動洪溢

(第八卷) 千三十八

仙臺封内記に「鹽釜邑、母子澤、末流、日野田玉川、入八幡川」と述べ、八幡川は、即、市川の末なり、惟ふに、野田とは、多賀府城の東南の汎名にして、往時、市川は、湊濱の方より曲折して潮汐を通はせ、其汎濫の狀、小江灣を成ししや、想定に餘りあり。されば、古人、野田入江とよめり。

朽のこる野田の入江のひとつはし、心細くも身ぞふりにける、「夫木」

平政村

其玉川とよめるは、蓋、母子澤の、清流の一枝の、此八幡川に注歸せるを指せるにすぎじ。江灣をば、直に玉川と呼ぶべき理由なし。觀聞志に「野田玉川、在鹽釜村以南、往昔有河流、潮汐亦來往、石瀨所浮光躍金、深潭地清影沈壁、皆爲月得嘉名、如今爲廢地、而唯遺野田之溝渠耳、或曰、南部領九戸郡亦有同名者、云々」(今按、津輕、九戸、及び磐城にも、玉川の地名あれど、舊跡にはあらず)。又、古歌に野田の松嶺、野田の菅とよみ、之を十符浦といふ。松嶺は、市川の右邊に、八幡の末松山あり、又、所在の沙丘、皆松嶺と見做すべし。十符浦といふ、亦、此間の別名なり。野田の菅は、十符の菅に同じ。今、岩切驛に十符池を説くは、誤れり。

稀にだにとふの浦風音つれば、野田の松かれかたしきやせむ、「弘安百首」

長明

みちのくの野田の菅にもかたしきて、かりれさびしきとふの浦風、「夫木」

長明

然るに、觀聞志に、強て十符浦をも岩切の地に擬せんとして、其説に究し、橋爲仲の詠ぜる十符浦は、名取郡竹隈館にて、遠浦を望みての事歟といふ、愈誤れるのみ。爲仲の詠も、多賀府の事に屬し、野田の江灣を望みしに外ならず。

陸奥國に侍りける頃、云々、

爲仲

見し人もとふの浦風音せぬに、つれなくすめる秋の夜の月、「新古今」

又、古今集に「浦近くふりくる雪は白浪の、すゑの松山、すかとぞ見る」(興風)とある浦も、外浦ならで、野田の入浦なるべし。

また、八幡川(市川)の南を流るる冠川(七北田川)の、溶々として低野を横流し去るを見て、此にも津浪の打込まれましたことを想像されるが、田子の浦と申す和歌名所が、即、其桑滄の變を語るものです。

田子は、今、蒲生、福室等と相合せ、高砂村と改む、仙臺原町の東一里。冠川(七北田川)は、北より來り、此より更に東に折れ、蒲生に至り海に入る。福田といふは、田子の一區にして、若竹より運漕渠は、福田にて冠川に會ふ、

あまたたび君が心を見ちのくの、多湖の浦島うらみてぞふる、(夫木集、藻鹽草)
 今の地形、田子は海汀を去る一里半なれど、古人のいへるは、此間を廣く田子浦と云ひ、蒲生の湊までをこめしならん。鹽竈宮文書に、

當國一宮鹽竈、新大夫恒高申、宮城郡田子庄、同御供米事、任御寄進狀、并御施行之旨、花彼所、沙汰附恒高候也、仍渡狀如件、

文和二年卯月廿七日

伊賀守廣家(判)

觀聞志云、多湖浦島、在福田以北、俗曰田子村、以產好躑躅、而一國稱之、古往不詳江浦島嶼之地、今見野田村落而已。さはさりながら、細井平洲の遊記に「末松山、古昔斥鹵、故有踰波歌、今則四方原田、桑海變遷、可慨然」とあるは、精密の觀察ではない。末松山は、貞觀の洪溢の前にも、後にも、眞に波濤のこしたのでは無い。越しさうで、こさない所で、此沙丘が詠興せらるるのである。又、野田の入江の名義に附て一考すれば、此入江(即斥鹵)は、貞觀の變によりて、苗稼(野田)を失ふたものと判断してよからう。又、海口は、やがて多賀の湊と稱へらるべきものである。今日は、全く港の形狀を備へて居らぬが、それには沿革のあることである。即、仙臺藩祖の貞山堀(運河)を造られしために、此海口 埋塞したのである。

湊濱とは、今、七箇濱村の大字なり、松濱の西に联接し、其岬を御殿崎、又眺望崎いふ。此地、今、江河の注歸するなきも、貞山公の渠川を造らざらん以前には、八幡川(即、市川)之に至り朝宗し、湊の名因りて起れり。されば、往時、野田の入江の潮汐は、此より進退せること思ふべし。

封内記云、八幡川者、市川之末流、傳曰、往古自湊濱相連、而大河也、今爲細溝。又云、湊濱邑、古川、前川、細川、以上三川、往古市川之末流、而自多賀城下、至本邑、商船往來、其後自本郡蒲生湊口、至國分莊若竹邑、新開穀船通行之路、自是以來、其地爲野田或沼澤。

又、此をば景行紀に見ゆる竹水門タケノミナトだとも申しますことになるのですが、それは、話が横道になりま
 すから、まつ扣へまして、貞觀の津浪に、必定あひましたと、判断せらるる、遠島より逢隈の間の、汀

清眞寺(支那に於ける回教寺院)

(第八卷) 千四十

邊河口處々に、其痕跡を探索したら、まだく話が色々あるであらうと預想される。其れを探索したいものであるが、それは今後の進行如何に屬することである。